

奈良県告示第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十七年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	金澤 秀樹	磯城郡田原本町大字宮古四七一―一一
〃	江南 賢一	滋賀県大津市皇子が丘二丁目四―三―一二二二
〃	山本 恵則	大和高田市曾大根二丁目九―一七
〃	辻元 楢裕	御所市大字東辻一〇一
〃	榎田 嘉昭	〃 大字西寺田二三七
〃	小走 三郎	葛城市新村三三三
〃	下村 恵朗	〃 當麻一四〇―一
〃	清水 一雄	香芝市穴虫一〇八四
〃	雛谷 利彦	北葛城郡広陵町大字大塚九六三―一
〃	谷本 宗司	〃 河合町池部一丁目一〇―二四
〃	森下 秀夫	高市郡高取町大字市尾九五八
〃	森本 豊	橿原市鳥屋町九―一五
〃	吉田 和好	〃 雲梯町五六〇
〃	辻 一夫	磯城郡田原本町大字法貴寺一六六二―一
〃	上田 新吾	〃 川西町大字結崎五六五
〃	永曾 喜太郎	天理市長柄町七三三
〃	庄司 茂治	〃 喜殿町三〇七
〃	寺川 努	大和郡山市小南町二五
〃	森田 秀一	〃 稗田町三三六
監事	杉本 義衛	桜井市大字箸中一一二四
〃	中岡 總夫	大和高田市大字市場四〇九
〃	福井 繁信	高市郡明日香村大字奥山六二五
〃	福田 照美	橿原市東坊城町五四二―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	金澤 秀樹	磯城郡田原本町大字宮古四七一―一
〃	江南 賢一	滋賀県大津市皇子が丘二丁目四―三―一二二二
〃	山本 恵則	大和高田市曾大根二丁目九―一七
〃	辻元 楯裕	御所市大字東辻一〇一
〃	池上 武	〃 大字櫛羅七三〇
〃	森田 秀昭	葛城市西辻一五七
〃	下村 恵朗	〃 當麻一四〇―一
〃	吉村 増雄	香芝市北今市七丁目三〇〇―一
〃	雛谷 利彦	北葛城郡広陵町大字大塚九六三―一
〃	吉田 進亮	〃 王寺町本町一丁目一三―八
〃	森本 政弘	高市郡高取町大字観覚寺一四一五
〃	森本 豊	橿原市鳥屋町九―一五
〃	福田 照美	〃 東坊城町五四二―二
〃	小西 哲男	桜井市大字巻野内三四五
〃	西岡 純一	磯城郡三宅町大字上但馬二〇九
〃	松井 義憲	天理市檜垣町一七六
〃	庄司 茂治	〃 喜殿町三〇七
〃	寺川 努	大和郡山市小南町二五
〃	松村 良雄	生駒郡安堵町大字窪田八八―七
監事	杉本 義衛	桜井市大字箸中一二二四
〃	寺田 行彦	葛城市太田五〇二
〃	上田 新吾	磯城郡川西町大字結崎五六五
〃	福井 常夫	奈良市高畑町三六六―一四